2010 年 6 月 11 日

各位

Medicinova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城　裕一
コード番号:　4875　大証ヘラクレス
問合わせ先:　東京事務所代表　副社長
岡島　正恒
電話番号:　03-3519-5010
E-mail:　info@medicinova.com

内部統制監査に関する監査法人からのレターについてのお知らせ

2010 年 6 月 10 日　米国　サンディエゴ発 － メディシノバ（MediciNova, Inc.）（米国カリフォルニア州　サンディエゴ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一）は、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」（以下「監査証明府令」といいます。）第 9 条に規定する「監査証明に相当すると認められる証明」に関し KPMG LLP より受領するレター（2009 年 12 月期の内部統制報告書に補足書類として添付されます。）（以下「本レター」といいます。）において、「財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営陣の評価につき意見を表明するに足る監査業務を実施しておりません」との記載がされることになりましたので、お知らせいたします。

1. 本事態発生の背景および会社の今後の対応

(1)本事態発生の背景

当社の経営陣は、米国内部統制基準に準拠して、2009 年 12 月 31 日を基準日として、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価を実施し、同日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。他方、当社は 2009 年 6 月 30 日時点の時価総額が 75 百万米ドルを下回り小規模報告会社 （smaller reporting company)」に該当したことから、米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）の暫定規定に従い、当社の監査法人の財務報告に係る内部統制報告書の証明報告を含まない年次報告書（Form 10-K）を提出しております。これは、SEC の暫定規定によれば、当社の監査法人は、2009 年度の財務報告に係る経営陣の内部統制の有効性の評価につき、米国内部統制監査基準に準拠した統合監査を行うことを要求されておりませんでしたので、その有効性についての当社の経営陣の評価につき意見を表明するに足る監査業務を実施しなかったものです。また、日本の金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項柱書又は同項第 1 号及び監査証明府令第 9 条によれば、米国企業でありかつ小規模報告会社である当社においても、2009 年度より上記のような監査法人の監査業務が実施

される必要があったことを、当社の経営陣が確認したのが本年 1 月でした。そのため、2009 年 12 月期の監査業務に関する監査法人への依頼が間に合いませんでした。なお、当社は 2006、2007 年度につきましては時価総額が 75 百万米ドルを上回り小規模報告会社 （smaller reporting company）に該当していなかったため、財務報告に係る経営陣の内部統制の有効性の評価につき、米国内部統制監査基準に準拠した統合監査を行っており、適正である評価をいただいております。

(2)会社の今後の対応

2009 年度(2009 年 12 月期)に関しては、内部統制報告書に本レターを補足書類として添付することにより対応いたしました。また、2010 年度の財務報告に係る内部統制の有効性に対する当社経営陣の評価については、米国公開企業会計監視委員会の規準に準拠した統合監査を行うことを、既に監査法人に依頼済みです。2011 年度以降につきましても、当社の時価総額等の多寡に関わらず、上記統合監査を行うことを予定しております。

2. 監査法人の名称

KPMG LLP

3. 本レターの内容

当監査法人は、メディシノバの経営陣から、2009 年 6 月 30 日時点の同社の時価総額が 75 百万米ドルを下回ったことから、米国証券取引委員会（SEC）の規則に基づき、メディシノバの 2009 年 12 月期の財務報告に係る内部統制に対する監査を義務付けていない旨の説明を受けました。当監査法人は、財務報告に係る内部統制の有効性に対するメディシノバ経営陣の評価につき、米国公開企業会計監視委員会の規準に準拠した統合監査を行っておりません。したがって当監査法人は、日本の金融商品取引法が要求するところであるメディシノバの財務報告に係る内部統制の有効性に対する経営陣の評価につき意見を表明するに足る監査業務を実施しておりません。

ただし、当監査法人は、メディシノバの 2009 年 12 月期における財務諸表監査は実施しております。米国公開企業会計監視委員会の監査基準、AU319.02 は以下のように定めています。

> “いかなる監査においても、監査人は、財務諸表監査に係わる内部統制の整備状況を理解することを目的とした監査手続を実施し、また、内部統制が実際に運用されているか否かを判断することにより、監査を計画するために十分な内部統制に関する理解を得る必要がある。こうした理解を得るために、監査人は、情報技術の使用及びマニュアル手続きが、どのように監査に関する内部統制に影響を及ぼすのかを考慮しなければならない。監査人はまた、財務諸表に記載される勘定残高、取引記録、開示などの各監査要点に関連する統制リスクの評価を実施する。統制リスクの評価レベルの如何に関わらず、監査人は、財務諸表に記載される重要な会計及び開示に係るすべての監査要点に対し、実証手続を実施しなければならない。”

また、米国公開企業会計監視委員会の監査基準、AU325.04 及び AU325.05 の一部では、以下のように定めています。

> “監査人は、監査の過程で明らかになったすべての重大な不備及び重要な欠陥を、経営陣及び監査委員会に書面で報告する必要がある。書面による報告は、財務諸表に対する監査報告書の発行に先立って行われなければならない。監査人の報告においては、重大な不備と重要な欠陥を明確に区別しなければならない。
>
> 財務諸表監査において、監査人は監査委員会の監視の有効性を評価することを明確に求められてはいないが、監査人が、外部への財務報告及び財務報告に係わる内部統制に対する監査委員会の監視が機能していないことを知り得た場合には、その事実を、取締役会に書面で報告しなければならない。”

メディシノバの 2009 年 12 月期連結財務諸表に対する当監査法人の監査に関して、当監査法人は、メディシノバ及びその子会社の 2009 年 12 月期連結財務諸表に対する監査を実施した旨を記載した、独立監査人の監査報告書を 2010 年 3 月 24 日付で提出しております。これに加えて同報告書は、当監査法人が財務諸表監査の際に実施した内部統制評価内容について以下のように述べています。

> “当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の監査基準に従って監査を行いました。これらの基準は、当監査法人に対し、財務諸表に重要な虚偽記載があるか否かについて合理的な保証を得るために監査を行うことを求めています。したがって、監査には、個々の状況において適切な監査手続を設計する際の基礎となる、財務報告に係る内部統制の評価も含まれております。ただし、これはメディシノバの財務報告に関する内部統制の有効性に対する監査意見の表明を目的とするものではありません。”

4. 内部統制監査報告書の受領日

平成 22 年 6 月 9 日(米国太平洋標準時間)

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見となっております。

以上

メディシノバ（MediciNova, Inc.）は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を行う公開製薬企業です。弊社詳細につきましては http://www.medicinova.jp をご覧下さい。メディシノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市ラ・ホイヤ・ヴィレッジ・ドライブ 4350、スイート 950（電話 1-858-373-1500）です。